

第十六回国会 衆議院 經濟安定委員會 會議録 第十四号

昭和二十八年七月十三日(月曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 佐伯 宗義君

理事小笠 公昭君 理事武田信之助君

理事栗田 英男君 理事菊川 忠雄君

秋山 利恭君 岸 信介君

神戶 眞君 楠美 省吾君

飛鳥田一雄君 石村 英雄君

小林 進君 杉村沖治郎君

中村 時雄君 山本 勝市君

出席國務大臣 岡野 清豪君

出席府委員 横田 正俊君

公正取引委員長 横田 正俊君

通商産業事務官(企業局長) 中野 哲夫君

委員外の出席者 専門員 圓地與四松君

専門員 菅田清治郎君

七月十日

委員小林進君辭任につき、その補欠

として平野力三君が議長の名で委

員に選任された。

同月十一日

委員遠藤三郎君及び平野力三君辭任

につき、その補欠として前田正男君

及び小林進君が議長の名で委員に

選任された。

同月十三日

委員阿部五郎君辭任につき、その補

欠として加藤清二君が議長の名で

委員に選任された。

七月九日

私的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の一部改正に関する請
願(出淵光一君紹介)(第三二二四号)

同月十一日

私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律の一部改正に関する請

願(大石ヨシエ君紹介)(第三六一

号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十日

私的独占禁止法改正に関する陳情書

(小倉市魚町四丁目北九州化粧品小

間物組合連合会会長花田健八外一

名)(第七九二号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

私的独占の禁止及び公正取引の確保

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇四号)

○佐伯委員長 これより會議を開きま

す。

前會に引續き、私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律の一部を

改正する法律案を議題とし、質疑を繼

続いたします。なお通産大臣に対する

質疑時間は前會の理事會においてお打

合せいたしました通り、各党三十分に

願います。質疑は通告順に順次これ

を許します。小林進君。

○小林(進)委員 それでは大臣にお伺

いたします。これは石油カルテルの

問題でございますが、ちよつと今資料

を失いましたので、正確な日時を申し

上げられないのでありますけれども、

ともかくアメリカ上院の小企業委員會

において、何か石油カルテルの秘密の

内容を發表いたしました、國民の輿論

に訴えた、それに並行いたしました、

アメリカにおける五大石油会社のカル

テルによつておけるMSAの援助資

金が相當に損害を受けたということ

で、この五大石油会社を相手に損害賠

償の請求を起しておるといふことを承

つておるのであります。こゝういふこ

とについて御存じでありますれば、そ

の後の経過を承ると同時に、大臣の所

見をお披露願いたいと思ひます。

○岡野國務大臣 私はまだその辺のこ

とはよく詳細承知しておりませんが、

ただいま御答弁申し上げかねますが、

よく調べさせていただきます。御答弁すること

にいたします。――公取委の方で御存

じださうですから公取から御説明申し

上げます。

○横田政府委員 詳細な調べはまだで

きておりませんが、そのような訴訟の

起きおることははつきりしておりま

す。

○小林(進)委員 昨年の八月二十四

日、上院の小企業委員會は、トルマ

ン大統領の承認を得て、國際的な石油

カルテルに関する連邦取引委員會の秘

密報告書を公表して政府に賠償を求め

ている。この報告書の公表と並行し

て、八月二十三日に相互安全保障局、

すなわちMSAは、この石油カルテル

によつて米国の海外援助資金が不当に

利得されたとして、五大石油会社を相

手とする損害賠償を提起したというの

であります。これは大臣においても

十分御研究賜ふるともにこゝういふ國

際的な石油カルテルに対して、アメリ

カの相互安全保障局が訴訟問題まで起

して賠償請求をいたしておるといふこ

とは、今われわれが独禁法を審議する

上において、重大なる参考資料にある

のではないかとおもうのであります。

大臣はあまりこまかいことはどうも

おわかりにならぬことは、この一例に

よつても明らかでございますから、も

つぱら政治的な質問に終始いたしたい

と思ふのであります。このたびの獨

禁法の改正に對しまして、相當陳情、

請願が参つております。業界から

意見具申が来ております。またこの際

上においても、われわれは二日間にお

たつて公述人と呼んで意見を聞いたの

であります。これを大別いたします

と、この獨禁法ぐらゐ、いわゆる大資

本家と中小企業者、農民、學者とい

つた陣列の面々と区別せられた法律は、

他にないと思つてゐるのであります。

して、鉄鋼業者を中心とする経団連、

日経連、こゝういふ強力な経済団体、

明確に獨禁法をこの改正よりさらに緩

和すべきことを意見具申して要求して

おります。ところがこれに對しまして

て、他の農民や中小企業者あるいは勤

勞者、消費組合、學者といつた一切の

大衆は、このたびの政府の改正にあげ

て反對をいたしておるのであります。

で、私はこんなに明確に一線が引かれ

たことはいふと思ふ。大臣は、この法

律の改正は、決して一部資本家、財閥

に味方をするものではないと言つてお

られますが、今までの審議の経過によ

つて明らかとなつた輿論の二つの流れ

に對しまして、なおかつ一部の資本家

のみを擁護する改正でないと思ひせら

れるかどうか、ひとつ御所見を承りた

いと思ふのであります。

○岡野國務大臣 財界方面でこの緩和

をもつとしてくれといふ希望のあるこ

とを私聞いております。それから農

民、消費者方面からこれに對して異論

のあることも聞いております。しかし

私として考えますことは、日本は経済

の基礎が非常に弱いといふこと、それ

からアメリカあたりのような経済力の

非常に強いところと同じような方式で

自由競争をさせたならば、共倒れにな

るのじやないかといふこと、これは産

業界の実情から見まして、そう思ふ

のでございます。私は消費者とか農民

とか中小企業者に対しては、獨禁法に

よつて不利益を受けないようにしても

らわなければならぬけれども、し

かし、いざ不況になつたときに、財界が

混亂に陥るとか、競争のためにます

ます自分自身で首を締めるといふこ

とにまで行くことを許しておくと

ことは、日本の財界を救ひ、また保

て行くゆゑでないかと考えます。大

きな資本家は緩和を希望しております

けれども、この程度にいたしまして、同

時に財界の動きがもし混亂に陥ります

ならば、消費者も農民もみんな同じよ

うな苦難を受けるという結果も實際出

て来るのでございまして、ただいまの日本の財界、経済界、産業の基礎というものの実情から推しまして、この程度の緩和というところで御審議願った方がいいたるうと考えておるわけであり

それからただいまやつと立ち直りまして外国貿易をやつておる人とか生産をやつておる人とかいふものも、戦前に比べますればまことに微々たるものでございまして、しかも国民大衆が、これだけ産炭の苦しみと申すのもい

ういう非常に弱いものであります。その意味におきまして、この不況カルテルというものは、中小企業者、消費者を救うものだという考え方を持つておるのであります。

を濫用いたしまして、自分たちの独占価格をつり上げて、独占の利潤を追求するという弊害が必ずついて参るのでありまして、これをいかにやうに一体防止しようとするか、この点をひとつ大臣にお伺いしたいと思ひま

います。えてして物事を未然に防ぎましたときには、すなわち昭和二年のあの金融恐慌みたいな、あんな結果が出ないで済んだときには、出た結果がいかに悪いかにいふことがわかりま

す。

○小林(進)委員 大臣のお立場もわか

るのではありません。終戦後日本の大資本は解体を命ぜられて、確かにその力が弱つて

○岡野国務大臣 今回の不況カルテルにつきましましては、やはり生産数量販売数量というものが

○小林(進)委員 だいたい大臣の御説明には不

弱つておるという事はわかるのでありますが、しかし国民全般の構造をな

見えますこととでございまして。その点におきまして、大資本々々と仰せになりまして、大資本々々と仰せに

委員会で論ぜられた昨年度の操短の問題でございまして、操短は不況カル

格といふものをカルテルの内容に入れたといふやうなことにしております。

のカルテルが単純な品類のみであり得る、基本的な事業にのみあり得るとい

に生活のどんばに追いつておる多数の零細企業者と、そしてさらに悲

競争を自由自在にしておくとおきと、私は日本の国情としては

操短を命ぜられて、不況を打開する方策をとられた。それがたして不況打

合には、やはり何か是正策がなければならぬと思ひます。先ほど御引例にな

なかれども、ほとんど困難である。すなわちカルテルは大企業

はなはだしい国はないと思つております。こういうやうな特別な構造、大勢

たのであります。今回不況カルテルな一応もう少し改正しなければなら

破して、なおかつ大きく利潤を獲得した利潤を獲得した

よりまします。これは当時私は責任の地位におりました

お説の通り、大きな企業だと思ひます。不況が起きて来ますのは、

に、一時の不況カルテルという形では、一部の財閥や資本家のみを保護する

るものでございまして。それが——仰せのごとき大資本家は

例、通産省のてこれによる不況カルテルの操短が、

申しますと、日本の財界がとんでもない大混乱を起したと思ひます。

カルテルをつくる場合には、そういう方向に向ふと思ひ

す。○岡野国務大臣 お答え申し上げます。戦前の三井とか三菱に匹敵するよ

うな財閥はもろんございませんし、

御答弁をまたずして、世人周知の事実でござい

の方策は実はよかつたと見認すると思

給しておつて経済界は円満に運行して

護策であることは申すまでもありません。このカルテルを事實上実施することによりまして、はたしてしからば不況を克服することができるか。ムースはカルテルと景気運動という著書で、こうしたカルテルによる市場操作は、決して不況対策にはならないで、終局するところは、より多くの恐慌を市場にもたらす結果になるという結論を出しておる。私もそう思つておる。カルテルのような保護政策をして、最終消費者に高い価格のものを売りつけるといふようなことで購買力を奪うといったしますと、最後になつて大きな経済的不安定を來して、景気変動、恐慌を來す根本になると思うのですが、これに對する大臣の御見解を承りたい。

○岡野國務大臣 独禁法の根本趣旨は、われ／＼としましては尊重いたして參る。この大原則がきまつておりまして、この不況カルテルに對してとります態度は、不況が深刻になりかかつ

○小林進委員　大臣の、不況カルテルは一時的なものであるというお話は、確かに抽象的には納得できるのであります。が、しかれば一体現実はどうかといえば、これは運営の問題であります。が、戦争前のいわば原則的禁止規定に基いているわが国の独禁法においてしかり。もはやこの委員会でしばしば論ぜられたごとく、砂糖カルテルといひ、ソーダのカルテルといひ、肥料のカルテルといひ、そのほか今公正取引委員会で審議、審判中のカルテルが幾十となく生れて、わが日本経済を今や独占化しているのであります。で、こういう事実が幾多現われている。カルテルは事実上、既成事実として法律違反をしながら日本にはでき上つておる。この点私は公取委のあり方についても申し上げたいのであります。現在においてもある程度事実無根になっている。大きな経済力とそれのあと

○岡野國務大臣　お答へ申し上げま
す。過去の実績というよりなお話でござ
ますが、ただいま化繊などにつきま
してその疑いがあるのじやないかとい
うようなことがあつて、公取の方でお
調べになつておるということを存じて
おります。それから、あるいはあるか
ないかよく存じませんが、仰せのごと
くあらゆる方面にカルテルが事実上で
きているのじやないか、こういうよう
なことも一応拝聴いたしましたのでござ
いますが、しかし私どもの認めますとこ
ろによりますと日本の財界が脆弱であ
つて、普通では立つて行けないのじや
ないかとも思うのです。それは少し言
葉が過ぎるかもしれませんが……。そ
こでそういうような公取がなくてもい

を今日まで押えて来たのじやないかと
いうその御答弁は私は納得できるので
あります。ないよりはましだという点
においては私はまづたく同感ござい
ますが、しかし独禁法の至嚴なる番人
としての正當なる義務を過去において
遂行して来たかどうかという点につい
ては、私は大臣の見解とまづたく反対
でありまして、公取はいやしくも今ま
でに至る独禁法の至嚴なる番人として
は、相當に責任を感じてもらわなけれ
ばならぬ点が多いと思うのでありまし
て、その点私どもは将来に對して運用
の上からこの改正に非常に危惧を持っ
ておるのでありますが、時間もござい
ませんので、いま一、二にして終りた
いと思うのでございます。

テルの問題でござりますが、やはり肥料の安定供給の問題あるいは飼料の問題においてもその通りであります。が、こうして国内価格をいかにするに問題があることも、肥料に対しては生産費も何も政府自身がおわかりにならぬ。資本家が出しまして確保が九百円だといえ九百円の原価まで通産省所管大臣がこれはほんとうの原価だと御信用になつておるだけでありまして、内容がわからない。これだけ資本家といふものは原価計算において政府や行政官庁の干渉を受けない非常に有利な立場に置かれておるのであります。が、そういう資本家の言い分を基にしたしまして、大体肥料の価格といふものをおきめになつておる。肥料カルテル、私は安定供給価格はカルテルだと信じております。その反面出血輸出と称しまして、いわば六百円そこゝの肥料をお投げになつておる。これは解釈によりましてしょうけれども、私は一つのダンピングだと思つておりまして、かつて戦争前にわが日本の財界がえてかういうことをやりまして海外において非常に信用を失つておる。それがまたひいては帝国主義的な侵略戦争まで進展して参りまして、市場の獲得のためには満洲に武力を持つて行つて行く、あるいは東南アジアに武力を持つて行つて侵略するといふような形ができて行つたのであります。私はこのたびの戦争の發展なんかは市場獲得のために日本の資本家がカルテルをやつてダンピングをやつた。かういふことも私は戦争勃発の重大なる原因だと思つておるのであります。が、今われ／＼が独禁法をつくりまして、七年半なり入

たしましては、もし計画経済をしまし
て、あんな大きなブルはいらぬじやな
いか、とめてしまえとか、いやそ
ういう行動をするのはけしからぬ、
やめてしまえとかいうことを政府自身
が一つの計画を立てて国民に押しつけ
るの、これは主義の相違でございま
すから、いたし方ないと思ひます。

○小林(進)委員 大臣の御説明に對し
ましては、まったく見解の相違でござ
います、私は承認できないのであり
ますが、時間もございませんで、次
の機会まで質問を留保しておきます。

○栗田委員 小林委員の質問に關連を
してお伺いいたします。先ほど小林委
員から操短カルテルの問題で大臣に御
質問がありましたときに大臣は、この
操短は非常に成功したということも言
つておりましたし、どうもあなた方は
経済にあまり關係がないからこうい
うことはわからないのだという趣意の
御答弁のように受取れたのでありま
すが、そういうお答えは、どうも通
産大臣からの答弁ではなくて、財界代
表の参考人の意見を聞いてるよう
にしか考えられないのであります。

当委員会といたしましては、今日まで
あるいは公聴会あるいは参考人等と呼
んで独禁法改正に対する意見をいろ
ろ承つたのでありますが、いかにこの
方々の参考意見というものが自分の業
種にかつてなふに独禁法を改正して
もらいたいという意見が強かつたか
という点で、私は今日断然といたして
おるのであります。そこで私が大臣に特
にお尋ねをいたしたいことは、少くも
大臣はこの独禁法の改正がいかに國民
の生活に調和するかと、これを観点
としてこの改正案を考えなければなら

ぬ。そこで今の操短は非常に成功した
と大臣から御答弁がありました、こ
れを綿紡の場合の操短カルテルにつ
いて考へて見ますと、操短をして九箇
月で休養をいたしました。ところが、そ
の結果八十萬鍾も増産をして、設備制
限をしよと思つておるのにかえつて
八十萬鍾もふえてしまつて、このため
に非常な矛盾に悩んでゐるという結果
が出ておるじやないか、この問題につ
いて大臣の御見解を承りたい。

○岡野國務大臣 私の申し上げ方が足
りなくて、あるいはさういふようにお
考えかもしれないが、経験がないか
らおわかりにならないと、私は申し
たことはございせん、私たちの長年
の経験によりますれば、あれはやはり
非常な混乱に陥るべきものであつた
が、あつた操短勧告をしたためにな
らなかつたのだ。もしさういふよう
なことをせずに、あれをあのまま行
かされたならば、昭和九年のベニツ
とかなんとかいうことが出て来るこ
うことが過去の経験上見られること
だからやつたのだ、こう申し上げた
のであります。

それからもう一つ設備がふえたとい
うお話でございしますが、これは日本
といたしましては、これは日本と思
ひます。御承知の通りに、われわれ
いたしましては、ただいまの経済情勢
でそのまゝすすんでしまつてしまつ
てしまつたのでは困るので、でき
るだけたくさん生産設備ができ、同
時にその生産できたものを外國へ出
すという努力をしなければならな
いのであります、もしわれわれがこ
うしたい、ああしたいと思ひまし
ても、業者の中でそれをしてくれなかつ

たら、やはり日本の将来の発展のため
にはならないのです。それを業者が苦
難を押し切つてどん／＼と生産設備を
拡張して増産に向つて行くといふこと
は、私は悪い結果じやない、こう考
へております。

○栗田委員 操短しておつて八十萬鍾
も増産をしておることは悪い結果じ
やないといふことを通産大臣が言つて
おられます、これははなはだ私は奇々
怪だと思つておられます。操短をし
ておつて設備がふえることは悪い結
果でないといふことはどうかといふと、
結局この操短といふことがきつめて
いかげんな時期にこれを許したとい
ふことなのです。結局どういふこと
かといふと、操短をしたことによつて
金がかつた、価格のつり上げによつて
設備をするだけの金が浮び出たので
ある。従つて、いやくも操短をして
おつて八十萬鍾もふえたことが日本
のために喜ぶべきことだといふ、こ
んな通産大臣のお答えは納得できな
い。

○岡野國務大臣 その当時やはりこれ
も計画経済でございせんから、設備
の制限といふことはいたしてござい
せん。それからもうかつたからこれが
八十萬鍾もふえたといふことについて
は、私はさう考へません、やはり先
行き日本の需要がふえて来るだろう
といふことを見込んで、商売人がやつ
た、こう考へるのであります、決し
てあり余つた、もうかり過ぎた金に
よつて設備を増加したとは考へてお
りません。

○栗田委員 私は通産大臣に申します
が、そのように操短をしておつて増
産をしたといふことは、いかに通産省
の操短の勧告がいかにけんであるか
が明

らかであります。私は特に通産大
臣に念を押します。さういふことを通
産大臣がやつておるから、われわれは
カルテルの認可権を通産大臣に与える
といふことは最も危険であると申し上
げておきます。

○中村(時)委員 私は関連質問として
次の点をお伺いしたい。問だけ先
に出します。

まず第一に、株式の保有と役員
の兼任に對して、この十條の一項、二
項、三項、十三條、十四條において現
行法でもりつぱにこれは取締れるので
ありますが、このような条件を總合し
た場合に、少くとも現在の他会社に對
する乗取りが取締られるかどうかとい
うことをお聞きしたい。

第二点として認可、認定の問題であ
ります。通産大臣が許可をする。さうし
て公取委の認定によつて云々とおつし
やいます、この問題に對して、おそ
らく私は公取委員會の理論の上にお
ける許可権の問題と、行政面における
認可の執行を行わんとする通産省の
意見とが相いれないために、このよう
に思ふ。その点に關してこれが妥協案
であつたかどうか。その点大臣から、公
取委の理論の上の考え方と、あなた
が考へておる許可権の考え方をお聞
きしたい。なぜかといふと、在來は
口においていろ／＼さういふ書類を
通産省において、これを公取委に持
つて行くのですけれども、もしあなた
方が許可権を濫用しますと実際に書類
を持つて来て、それを窓口ではね飛
ばすといふおそれが出て来る。この法
案ではそれに対する取締りといふもの
はちつともないのであります。だから

行政機構として完全に官庁のすきなよ
うに取扱ひができて得るという危険性が
多分にあるわけだ。

続いて先ほどから銀行家としてのカ
ルテルの見方を盛んにやつていらつし
やいました、大体カルテルといふもの
は、御存じのように、一八七三年で
す、ウイーンで初めて行われたもの
が、第一次の大戦後ドイツにおいてこ
れが行はれた上に現れて来た。そのと
きの一つの考へ方は、過剰生産に對
する供給關係の調整としての機能が発
揮さうとしたためであつた。ところが
實際のカルテル悪というものが実
は社会的には非常に大きくなつて、市
場に對する独占支配といふものの方が
より大きな姿となつて現れて来た。

しかも今度日本においてはこの独禁法
を一部改正して、今言つた許可権と關
連しますが、官庁によつてこれを行
ふとするさういふ姿が現実の上にお
いて現れて來てゐる。より以上悲惨な
状態です。その例をとつてみましょ
う。あなたは先ほど操短の問題に對して
事實は非常によかつたであらうとい
う考へ方、なるほど銀行家としては
でしよ。この例をもう一つ砂糖と両
方に関連してとつてみましょ。砂糖
に對しましては現在消費税を積み立て
なくちやならぬといふ義務がある。そ
のために、今の輸入砂糖といふものを
一箇月大体七万トンといひますと、
三箇月において二十一万トン、それを
銀行に積み立てるのが幾らかといふ
と、大体六十五億から積み立てる。そ
うしますと、この六十五億を中心とし
てそれだけ融資を与へてゐるわけ
です。もし砂糖の値段が下り、あるいは
綿糸が下るとしますと、銀行家はこれ

を中心にする。金を貸しつけているのですから、少くともこの値段をつり上げなければならぬ。つり上げないと、自分の貸付の不安定が出る。そこでそういうカルテルを結んで、すなわち銀行家と資本家が当然提携し、そして、そこに一つの価格の維持という美名に隠れて、たとえば操縦短において二万人からの人間が首切りになつていく。こういう状態が現実に出て来る。こういう面をどう考えていらつしやるか。ほんとうにあなたは真剣に考えているのかどうか。ただ条文のために、おもしろがつてこんなものをつくつて出して、資本家が一部喜んでくれたら、自由党万歳といつていいのか。一体どうちなの。ほんとうに国民のためを考へていたのであつたら、こういう不見識な發表の仕方はないと思う。われわれはそういう意味においてお尋ねをしたわけです。まだお尋ねしたい点はたくさんありますけれども、一応関連質問だけの問題ですから、これだけにしておきます。

○岡野国務大臣 株式につきまして乗っ取りがありはせぬかというお話であります。ただいまのところでは、不当な手段により不正な取引によつてやることは厳に禁じております。そういう意味におきまして、われ／＼といひましては、この改正案によりまして株式に対する乗っ取りができるといふようなことはない。この辺はひとつ公正取引委員会の御意見にまきたいと思ひます。

それから認可、認定のことでありますが、どうも通産省はたいへん信任が薄うございまして、かつてなことはかりやうに考えられますけれども、

今度の不況カルテルというものは、先ほどからいろいろ御議論を伺つております。と、やらぬ方がいんじやないか、すなわちこういう例外を設けない方がいんじやないかという御趣旨がリードしてゐるようでございます。そういういたしますれば、仰せのごとく通産省がかつてにこれを受けつけないといふことは、むしろその御趣旨に沿うことになりまゝです。同時にこの不況カルテルを許可するにつきましては、非常に厳格な法律上の規定がございまして、御質問のような心配はないのではないかと、私はこう考へております。

それから過剰生産がだん／＼と砂糖の問題に觸れて来たのでございまして、が、しかしこの点におきましては、過剰生産をやつて需給の調節がバランスを失う、こういうようなときに今回の不況カルテルをやるわけです。過去の実績におきましてどういふことがありましたが、砂糖の問題につきまして、砂糖のプライスを維持するといふことがどういふ経過になつておつたかは、一応調べまして御答弁いたすことにいたします。

○杉村委員 関連して……。先ほどこの独禁法の性質につきまして、これは民主的に自由取引せしむるためであるといふことを大臣は仰せられたのであります。そこで私は伺ひたいのであります。が、私もその通りであつて、この独禁法は民主経済憲法とまで言われておるのではありません。しかるにもかかわらず、このたび大臣が認可、不認可をやるという。ここにこの民主経済憲法の中に大臣が介入して来た、その介入しなければならぬ理由、その精神はどういふのであります。すなわち今までの

公取委員会では、いわゆる民主経済憲法を守つて行くことができない、どうしても官僚がこれに入つて行かなければいけない、何か公取に対するところの不信的なことでもあつたのであります。何かの必要があつて大臣が介入して来ることになつたのであります。か、その点伺ひたい。

○岡野国務大臣 お答え申し上げまゝです。これは御承知の通りに、日本の産業、通商に關しましては通産省が一番中心の省でありまして、日本の産業を安定させ、同時に發展させて行く、また貿易も發展させて行くといふようなことに全責任を負ふところの省でございまして。そこで獨禁法をこれで緩和いたします。そこで考へられますことは、もしも日本の産業が危機に陥るといふようなことがございましては、われわれとしてはその責任上どうしてもよを見をしておるわけには参りません。同時にそういう情勢がほんとうにあるかないか、また実情というものであつて、平生しよつちゆう取引について関心をもち、同時に指導などもし、またその行先を見きわめておりますところの詳しい材料とか知識を持つております通産省といふものが、これに對して相當の發言権を持つて、そして日本の財界の安定をいねがわなければならぬ。こういうような立場になつておられますので、立場が違ひまして、われ／＼といひましては、どうしても日本の財界の危機もしくは苦痛を注意をし、そしてそのための判定を下して、認可すべきやすからざるやを判断しなければならぬと思ひます。

で、通産省に認可権をいただいたわけでございます。しかし一面また公取委員会は獨禁法を強行し、同時に保護して行くといふような立場にあられるので、その法律上適法にやられるかどうかといふことについてはどちらがどうとも言えない、両方とも同じような立場で、ただ観点が違つて判定をするといふことではございませぬ。しかしすべての財界の危機を救う、また安定を來すといふ責任が私の方にありますので、認可は通産省でした方がよい、こういうような結論で行つたわけでございます。して、両方とも立場を異にいたしました関係から、意見が一致して、認可ができる、こういうことになつたわけでございます。

○山本(勝)委員 関連の質問をいたしますが、私は御承知の通り与党ではあります。しかしながら他の野党の諸君の質問を聞いておると、この点に關する限りはかなり私の考へと違つておられます。私はどういふふうな考へで、岡野長官ないし通産大臣が考へておられるのではないかと申すのです。それを野党の諸君が猛烈に質問しておられますけれども、そこに誤解といふか、あるいは説明の不足があるのではないかと、私はこういふふうに解釈しておるのですが、それでいかにどうかをお答え願ひたい。独占禁止法の改正であります。独占禁止法そのものは自由競争の秩序を確保するにある。これが法益である。ところで今回の改正は、カルテルを認めるといつたやうなことから何か自由競争を制限するといふ申すか、本来の独占禁止法の目的から申しますと反対の方向に改正をする

といふふうに野党の諸君はとつておられるやうであります。あるいは野党以外でもそう考へておられる方があつてもいい。この改正は獨占を奨励する目的で改正しようとするのではない。これは明らかだ。また競争の秩序そのものを制限する目的でもない。ただ破壊的な競争を防いで、真の意味における競争の秩序を全うさせようとするところにある。いかにある。こういうふうに私は解釈しておる。私はかね／＼申しておりましたけれども、個人々々が白兵戦をやる、一騎打ちをやる、チャンバラをやるといつたやうな、そういう競争だけを競争と考へれば、確かに集團をなして競争をするといふことは競争といふことになりませんけれども、先ほど來野党の諸君も申しましたやうにカルテルを結んだところで根本的に競争がなくなるものではないのです。ただある程度競争を制約する。制約をするから破壊的な競争は防がれる。それには間違ひありませんけれども、競争そのものは否定できない。結局破壊的な競争が秩序のある競争に形態をかえるだけである。これは決して私の個人的な意見ではありません。こういう席で申し上げますと恐縮でありますけれども、やはり世界的に權威のあるカルテルないし競争に關する学者が、たとえばドイツのゲオルク・ハルムといふ人などは競争という題目で學位をとり、競争という題目で世界に名をなしたのでありますけれども、このハルムが競争の形態は變化する、カルテルによつて競争を防ぐといふことは破壊的な競争を防ぐのであつて、決して競争を否定するものではない。むしろそれによ

つてこそ破滅が防げて、真の意味における競争の秩序は運転して行くのだ、こういう見解があつて、私はそれが正しいと思つておるのです。そういうふうな解すから私はこの改正を是認しようとするのでありますが、そのように解してさしつかえないかどうか。もし私の質問の意味が御了解願えなければ重ねて申し上げますが、破滅的競争を防ぐ、これは岡野大臣の答弁を聞いておりますと、たゞ／＼これをやらなければ破滅する、混乱に陥る、破滅的競争という言葉は使ひませんけれども、ねらいはそこにある。破滅を防ぐとすると、独占を奨励しようとするのじやないのだと言われているところから、これを学問的に申しますと、そういうような表現になるのではないかと、こう考へて助け舟をあえて出すわけではありせんけれども、競争といへばただやたらにそれだけが破滅的競争の競争だ、集団的な戦いは、戦いではなくて、チャンバラだけが戦いだといつたような考へをどん／＼言われていると、私も立つて一言弁護ではありせんが、申し上げざるを得ない。まだ幾らもありますから、論争してもよろしい。

○岡野国務大臣 私は実務家でございます、私の言葉が十分学問的に御説明できなかったことは遺憾と存じます。今山本さんがちやうど私の考へ方を学問的に説明してくださいまして、非常にありがたうございました。(笑声) 私は学問があまりありませんから、そういうことはわかりませんけれども、ただ実際の経験の結果としまして、自由主義の経済においては自由競争をしてよろしい。またそれしなけれ

ば実際の仕事において創意くふうも出て来ないし、発展もしないだろうという意味で独禁法というものができておるのであります。しかし事一たび日本の産業全体から見ますと、それは行き過ぎになつておる。そしていつでもあることでございしますが、貧すれば鈍すると申しまして、非常に不況に陥りましておるときには、業者といひまして自分自身で正確なる判断ができません、ただ競争々々というふうな、競争に夢中になつて、しかを追ひつゝ、競争を見ずということになりかねないのでございしますが、そういう場合にはやはり不況を救うという意味において、この独禁法の例外を規定しておいたらいひだるう、こういうことに考へております。まづたく御質問いただきましてありがとうございます。

○山本委員 先ほど来肥料の価格あるいは砂糖の問題等いろいろ出まされたけれども、あれはカルテルのためにあつたことにはなるのではないかと、輸入輸出に対して政府が統制しておるところにあつた二重の価格の問題が出て来ておるのであつて、決していわずにカルテルのせいではないのだ。もし輸入が自由になつておつたといひましたら、国際的に安い肥料が入つて来て、どうしたつて国内のあつた高い肥料価格は維持されるわけはあります。ですからそれはカルテルのせいじやなくて輸入を制限しておるところにある。輸入を制限しておるといふのは理由はありましようけれども、自由主義の経済の責任はありません。むしろ自由主義に反したようなことをやつた結果そういうことが起つて来ておるのであつて、その罪を自由主義経済の責任に負わせるという、冤罪を自由主義経済が受けることになる。私はただ一つ大臣にお願いしておきたいことは、任意カルテルはよろしいけれども、この自由な意思で契約をするというものは自由主義原則に沿つておるのでありますから、必要に応じてカルテルを結んで、いろいろ制限をしたりないしは価格の協定をしたりということ、私は経済界によい影響を与えたいと思ひますけれども、ただカルテルといふのが不況をある程度切り抜けましたときに独占欲を生じて来る。不況を切り抜けるときには背に腹はかえられませんから、どうにか守つておられますけれども、どうにか切り抜けたときに今度はその勢いで独占利潤を得ようという欲望が生じて来る。ところが多少景気が直つて参りますと、その中から抜けけがけのものが出て参りまして、どうしてカルテルが嚴重に守れないことになる。そうすると業者自身が政府に訴えて、どうかアウトサイダーを禁ずるといふ強制カルテルをつくつてもらいたいという要求をして来ることは、私は火を見るよりも明らかだと思ひます。そのときに危険が始まる。任意カルテルならば必要に応じて生れ、必要がなければ機能は失ひますけれども、政府がうしろにおつて権力でもつてアウト・サイダーを禁止する。こういうことになりますと、そこに自由競争の秩序はもはや機能を失ひることになりますから、そういう要求が起つて来まして、軽々しくこれに應じない。同じカルテルでも、自由の意思で結び、自由な意思で脱退する任意カルテルと、政府の権力を背景とする強制カルテルとは自由競争の秩序という観点から見

ますと、まづたく機能が違ひ、働きが違ひというこの区別を十分にのみ込んでおいていただいて、強制カルテルを認めないやうに用心を願ひたい。これをお願いいたしまして私の関連質問を終ります。

○岡野国務大臣 承つておきます。

○飛田委員 カルテルが、先ほど来仰せられておるやうな、大きな企業の間には結ばれやすいし、またそこだけ効力を発揮する、こういうものであることをお認めになりましようか。

○岡野国務大臣 大きな資本だけにとどまるものでないと思つております。

○飛田委員 先ほど来のお話を承つておきますと、大きな企業がなつては国家的経済に非常に影響があるから、従つてこれを認めたのだというやうなお話がありましたが、それがそういうふうな開えざるを得なかつたのでありますが、ひとつ御説明を伺いたいと思ひます。

○岡野国務大臣 私の先ほど申し上げましたのは、これは大資本に限るといふものではなくして、概して生産過剰といふことになりますれば、大きなメーカーといふものが大きな役割を持つ、こういうことにはなるのが実情じやないか、こういうことであるいは大資本といふものがその中に大きなウエイトを持つといふことになるかもしれぬ。こういう実情を申し上げたのであります。これは仮定のことでございますから必ずしもなるとも見通しがつかないのでございしますが、しかしもしはうつておいたならば、大正九年の混乱のやうなことも出ぬとも限らぬ、あるいはそういうやうなことになるんじやなかつたか、この私の過去の経験上申

なものでございますから乗り出さな
い、こう考えております。

それから株式のことは、不当な集中
がでないように今でもできておりま
すが、この点は今回の改正案でよく考
えたい、こう思うのでありますが、こ
の辺のことは公取委員長の方から御説
明願いたいと思います。

○飛田委員 兵器産業の再編成が進
んでいるというのを御存じないとい
うお話ですが、例をあげて行けば切り
がないことで、あえて申し上げませ
ん。あまりばか／＼しいお答えです
から……。そこで聞いて、この法律によ
りますと、二十四条の四に購入カルテ
ルを認めている、いわゆるくず鉄につ
いて特にこれを許す規定があります
が、くず鉄を特に許す必要がどこにあ
るか、これをひとつお話をいたした
かと思ひます。

○岡野国務大臣 これはひとつ政府委
員から詳しく説明していただきたいと
思ひます。

○飛田委員 失礼ですが、これは非
常に重要な点で、主査大臣がこれを御
存じない、そんなことでは意味ない
と思うのです。はなはだ恐縮ですが、も
し御存じのところがありましたらその
部分だけでけっこうです。

「大臣はもつとよく勉強しろ」と
呼ぶ者あり」

○岡野国務大臣 勉強はよくしたので
ありますが、実際にぶつからないもの
ですから……。日本で戦後非常にくず
鉄が多かつた時代がございました。そ
うしてアメリカに輸出するといふこと
があつた時代もあります。ところが最
近になりますと、くず鉄がやはり足り
なくなつたといふ事象も起きておりま

す。そこでそのくず鉄というものは、
御承知の通り、日本で申しましたら大
きなビルディングがこれにくず鉄が
出て来た。あるいはまた軍需用の鉄と
いうものがありましたから、もうただ
でそれをかき集めて運送だけで済む
ようなことがあつたのであります。結
局何が市価であるかわからない。とこ
ろが需給の關係があらまされて、その
くず鉄の市価が非常にぐらつきまして、
生産をしますのにくず鉄が必要でござ
います。とにかく製鉄には必ずくず鉄
が必要でございまして、石炭とか電力
と同じようなウエイトを持つてゐるに
かかわらず、その市価がなくて、安定
してゐない、こういうような場合に、
生産費を合理化するためには、やはり
一連のカルテルをつくつて、それに上
つて市価もしくは配給を安定させて合
理化して行く、こういう意味におい
てくず鉄をこの中に入れておる、こ
う私は考へておるのであります。

○飛田委員 御存じないとおつしや
ればどうも仕方がありませんが、しか
し、くず鉄の市価が変動して、それが生
産に非常に影響がある。こういうお話
はあまり御存じなさ過ぎるので、はな
はだ失礼ですが申し上げます。今のく
ず鉄の買入れといふものについては、
鉄鋼三社が建値をつかまけて、そうし
て強制的に値段を上からきめて行く
という現実が行われております。これ
を御存じないとはどなたも言えないと
思ひます。ところがこの建値が現実にお
いては今トシ一千万六千円くらいに
なつております。しかしこれは過去に
おいて二千万五千円まで上つたことがあ
ります。しかし今の一万六千円で鉄鋼
三社が建値を発表して、これで悪けれ

ば買われぬ、こういうことでくず鉄集荷
業者を痛めつけておるといふのが現実
です。これをよく頭に入れておいてい
ただきたいと思ひますが、こういう現
実の上になおかつくず鉄の購入カルテ
ルがなぜ必要であるか、結局これは今
一万六千円の建値を一万二千円にまで
下げようとしておる鉄鋼業界の立場を
支持するものではないか、間接に支持
して行くんだ、彼らの利潤をふやして
やる、こういう態度を歴然と法案の中
に表明しておるものだから、こういうふ
うにとらざるを得ないのですが、この点
について御存じなければ仕方ありませ
んが、御感想をお聞かせ願ひたいと思
ひます。

○岡野国務大臣 鉄鋼業者三社がくず
鉄の建値を立てておるといふことは私
存じませんので判断がつきませんが、
しかしくず鉄の値段といふものはやは
り生産費に非常に影響するものでござ
いますから、その点におきましてはや
はり適當な処置をとらなければいか
ぬ、こういうわけにくず鉄を入れたの
であります。

○飛田委員 はなはだくだいようで
恐縮ですが、この鉄鋼に関する産業行
政といふものは通産省の管轄の中に入
つておりますようか。

○岡野国務大臣 重工業局に入つてお
ります。

○飛田委員 もしそうだとすれば、
鉄鋼三社が建値をはつきり発表してお
るなどといふことは、鉄鋼業界におけ
る重要な事実ですから、これを機会に
ひとつ覚えておいていただきたと思
ひます。ところが今のお話ですと、
私にかく重要なものであるから価格を
引く必要がある、こういうお話で

すが、それならばトシ一千万六千円
で購入しておいて、実は輸入の鉄くず
はトシ一千万円で輸入しておる。こ
ういふ事実はどう考へになるか。私
たちはこの鉄くずの購入のカルテルを
認めることによつてかえつてこの大企
業を利潤をふやして行く、そういう方
向に援助しておる。こうとしか思へな
いのですが、しかし大企業を利潤を確
保して行くといふことも重要なこと
です。しかしそれはお話のようにその業
界が破綻に瀕するときだけ、こういう
お話でありました。今までに鉄鋼業
界、特に鉄鋼三社が赤字を出したこと
があるかないか、これをお聞かせいた
だきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 輸入価格と内地の価
格といふものに相當開きがあるとい
う点でございしますが、この辺では私
く存じませんが、よく調べまして重
工業局長からも御説明申し上げた方
がよいと思ひます。

○飛田委員 それでは同じことを何
べんも繰返すのは恐縮ですから、続い
て違ふことを聞いておきたいと思ひま
す。

最近銀行が、選別融資とか滞貨融資
とかいふような形で、業界に一つの再
編成を金融の面から加えて行こう、こ
ういふ形をはつきり打出しております
が、これはこの法律における不正取
引に該当するかどうか、伺わせていた
だきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 お答え申し上げま
す。銀行がいろいろ融資を選別してや
つてゐるのは独禁法に触れるか、触れ
ぬかといふ点につきましては、私はそ
うは考へておりません。しかし公正取
引委員長の方で正確な御判断を持つて

いらつしやると思ひますから、その方
でひとつお願いいたします。

○飛田委員 それはそれでけっこう
ですが、この法律と對照してMSAな
どを見ますと、日本の国内にカルテル
を形成するやうな政策をとらないで
は、あるいは通商条約などを見まし
ても、やはり同様な意見が述べられて
おりますが、これとの關係はどうでし
ようか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げま
す。これは國際貿易憲章とか、また日
米通商航海条約とかいふやうなもの
に、よく自由競争をやれといふやうな
ことが書いてございします。しかし私は
MSAがいかなる形において入つて来
るかよく存じませんが、ほかの
國がいろいろ受けておる結果から見ま
すと、独禁法といふものがなくては受
けておりますから、影響はないもの
だ、こう考へております。

○飛田委員 時間もございませんの
で、最後に一つ伺わせていただきた
ま。

今山本委員のお説に同感の意を表せ
られまして、隊を組んで闘う、こうい
うお話ですが、隊を組むことのできる
企業といふものは大企業だけじゃない
か。議論になりますから恐縮ですが、
こういふふうには私は考へておりま
す。そこで總括的な御意見を伺いた
い、この独禁法の緩和の利益を享受す
ることのできるものは大企業であつ
て、中小企業はほとんどこの緩和の利
益にあらずかり得ないのじゃないか。む
しろ大企業が享受するこの緩和の利益
のしわ寄せを中小企業に押しつけられ
て行くのじゃないか、こういう印象を
私たちはどうしてもぬぐい得ないので

すが、この点について大臣からひとつ明確なる御答弁をいただきたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。このカルテル、主として不況カルテルのことと考えますが、不況カルテルと申しますものは、とにかく生産の平均値がすつかりくずされてしまつて、それ以下でどん／＼死ねるという情勢が出て来る。これと申しますのは、やはりたくさんものをつくつて、そうして需給が一致しないというところから出て来るのでございますから、その意味におきまして、結局どうしてこれをしなければならぬかと申しますと、財界の混乱が出て来る、いわゆる産業活動が停止されはせぬかという心配が出て来ることに起るものでございまして、中小企業消費者というものは、もしそういふことになつてくれば、むしろ非常な影響を受けます。中小企業は、これを何とか防ごうと思ひましても、むしろ防ぎようがないといふような情勢になつて来るかと思ひます。従つてこれは結局先ほどから皆さん方仰せのように、たくさん生産数量を出してあるところの大きなメーカーというものが、この不況カルテルの恩恵に浴するといふことの自然の結果は出て来ましようけれども、その自然の結果として出て来ました生産数量の制限また調整というようなことは、結局、中小企業、消費者に非常ないい影響を与えるといふこととございまして、から、中小企業、消費者というものは、これによつて、すなわち不況カルテルを許さなければならぬような事態において許すことは、好影響こそ受けても、かえつて悪い影響はないものと私は考へております。

○飛鳥田委員 好影響が行くというお話であります。綿紡の操短勧告によつて中小企業が幾つ倒産したか。そしてまたその間業者が非常に困難な目にあつて不渡り手形を濫發しておる。それだけでなしに、企業自身がつぶれてしまつた。この数をあげよとおつしやればあつた。また同時に二万名以上の労働者が首切りになつた。残つた人間は労働強化になつた。こういう面が、いふ面だとおつしやられるでしようか。それ以外にこの操短勧告によつて出た面は、十大紡がもうけたといふこと以外にはないはずですが、十大紡がもうけたといふ事実以外にいい面が現れてゐるとおつしやるのでした。その点を具体的に教へていただきたい。私はそうしか見えないので、教へていただきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 この前の操短の結果といたしまして、二万人首切りがあつた、中小企業がどん／＼と倒れたかといふことをお示しただけでございまして、かしらどもといたしましては、あるいはそんなことがあつたかもしれせんが、これはよく調べました、この操短勧告をしたことの功罪といふものは一応検討しなければならぬと思ひます。これは後ほどにお許しを願ひたいと思ひます。

今更つくりました不況カルテルとか合理化カルテルと申しますものは、先ほどから申しますように、日本の経済界というものが非常に生産過剰に陥つて混乱を來す場合には、これは全産業一体のものでございまして、大資本とか中小企業とかいふような問題ではない。その意味におきまして私は、好影響と申しますと少し言葉が足りませんけれども、とも／＼に其倒れを救われる結果が出て来る、こういうことを申し上げた次第であります。

○飛鳥田委員 そうするとお話は、十大紡の倒産を防ぎ得たといふことが好影響だといふふうに伺つてよろしいでしようか。

○岡野國務大臣 私は十大紡とは申しませんが、あの当時、操短をしたために、国の経済全体が混乱に陥らずに済んだといふことが好影響だと思ひます。

○飛鳥田委員 もう議論しても切りがありませんので、まだほかの問題をたくさん伺つていただきたいと思います。ですが、他の委員の方に御迷惑ですから留保いたします。

○佐伯委員長 石村英雄君。

○石村委員 今の岡野さんの御答弁を聞いてみると、結局風が吹けばおけ屋が繁昌するといふような論法のようにとれるのです。また十大紡の操短の功罪についてはあとでもう少し慎重に検討したい、こうおつしやいます。せんだつて岡野さんの部下の方から、あの綿紡の操短は今日のこの法案が通過した場合でもやはり認められるといふような御発言もあつたのですが、そこでちよつと考え方として伺ひたいいたします。

この今度の改正案を見ますと、関連産業に悪影響があつてはいけないといふことがあつてゐるわけですが、従つてこの前、横田公取委員長は、あの綿紡の操短もやはりこうした面から、今後この改正案が通過しても認められないといふようなお考えで御答弁になつて来たのではないかと思ひますが、岡野長官の考え方は、その場合にとにかく十大

紡、基幹産業が倒れるといふことは、関連産業にも悪い影響を將來及ぼすのだから、やはり操短を認めなければならぬといふお考えで、結局当面の基幹産業の利害をまず考へて処理して行きます。この認可をせられる場合においても、まずそこに基幹産業の利害関係といふことを強く考へになつて処理せられるといふことになるものでありましようか。

それとも一つお聞きしたいのは、先ほど綿紡の問題で、企業局の局長さんで、どなたかの御答弁で、あのとき日本の綿紡にまず恐慌が来た人だといふ御説明でありましたが、あれ／＼の了解しておるところでは、すでにあれよりも前に、アメリカの紡績界には恐慌が来てゐる。あの不況といふものは、日本だけに先きに単独に起つた不況ではなくて、國際的な不況である。こゝういふ國際的な不況を、日本国内で操短、不況カルテルといふことで、ほんとうは関連産業にも悪影響を与えないで救済することができ、こゝういふお考えになつたのであらうかどうかといふことを確かめたいと思ひます。

○岡野國務大臣 私は基幹産業だけにこの不況カルテルといふものは許されないと考へておりません。これは法律にも書いてございまして、相當なものが生産過剰に陥つて、平均値を割つてどん／＼需給の調節がアンバラツスになつて来て、さうして経済界が麻痺の状態に陥るというような場合には、これはどの産業もこの不況カルテルになり得るだらうといふようなことは私は考へております。なお他は政府

委員から答へさせます。

○中野政府委員 お答えいたします。先ほどの私の説明の中で、日本がまず先に綿業の不況と申しますか、恐慌が来たといふ御印象を与えたといひます。その点は訂正させていただきます。当時世界的綿業不況があつたといふことは事実でございまして、後日御承知の通りロンドンにおいて國際綿業大会等も開かれたやうな事情で、さうであつたのであります。

そこでただいま御指摘の、あの操短を勧告した、それが日本だけ関連産業に悪影響を与えずにやれるか、こゝういふお話でございしますが、その点は國際経済と國內経済のつながり合ひの問題でありまして、當時といたしましては、通産省としては関連産業に与える影響のプラスの面とマイナスの面、あるいは當時の綿糸紡績工業に与えるプラスの面、マイナスの面を十分比較考へていたしまして、あの際としてあゝいふ政策をとつたのであります。

○石村委員 関連産業に悪影響があるかないか、プラス、マイナスを検討したといふお話であります。その場合においても関連産業にも非常な悪影響を与えた。國際的な不況の場合に、ただ綿紡だけの操短によつて紡績關係全般的不況の打開はとていできないと思ひます。私の聞きたのは、長官の御答弁にも関係があるのですが、ただその場合に綿紡界から操短の希望が出たといふときに、その操短によつて紡績業者そのものが価格の維持あるいは引上げができるというところだけはつきりわかりませんが、関連産業にそれがどういふ影響を与えるか、一応悪い影響を与えるが、將來はいいことに

なるだろうというような漠然としたお
考えで、ただ当面の紡績界はいんだ
ということだけで御判断を結局なさる
ことになるのか、その点をお聞きした
わけであります。

○中野政府委員 お言葉を返すようにで
ございますが、必ずしもそういうこと
ではございませんで、通産省には御承
知の通り中小企業庁もございします
し、また綿業の関連産業である綿スフ
工業の利益を代表する団体もございま
するので御指摘のように多少の時期的
なずれというものを考慮に入れば、
そういう点もございまいしうが、か
れこれ各方面の意見も聞き、総合勘案
してあのような政策をとつた。それに
よつて今日通産省としては、双方とも
一種の安定を得られて今日に至つてお
る、かように考えておる次第でござい
ます。

○佐伯委員長 御質問ありませんか。
——— それでは、本日をもつて独禁法に
関する岡野国務大臣に対する質疑を終
りました。

なお明日は午前十時より理事会を、
十一時より委員会を開会いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十六分散会

第五号中正誤

頁 段 行 誤 正

一 二
七六

離島振興法 離島振興法
案(綱島正 案(綱島正
興君外七十 興君外七十

名提出、衆 一名提出、
法第一一 衆法第一一
号) 号)

昭和二十八年七月十八日印刷

昭和二十八年七月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局